

報 第 4 4 号

専決処分報告について

(手数料条例の一部を改正する条例)

本市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分したので、報告する。

令和5年(2023年)12月5日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

専第 19 号

手数料条例の一部を改正する条例の制定について

本市手数料条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

以上地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 5 年（2023 年）11 月 10 日

柏崎市長 櫻井 雅 浩

記

新潟県柏崎市手数料条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市手数料条例（平成 11 年条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

別表第 6 号消防本部・消防署関係の表 4 2 の項中「第 20 条第 1 項又は第 3 項」を「第 20 条第 1 項若しくは第 3 項又は同法第 39 条の 22 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 12 月 21 日から施行する。

新潟県柏崎市手数料条例（平成11年12月16日条例第32号）

改正後				改正前			
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）					
事務	名称	事務	名称	手数料の額	手数料の額		
(略)				(略)			
42	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項の規定に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項の規定に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査手数料	(1) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	1件につき 31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第20条第1項又は第3項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この項において「完成検査合格施設」という。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額		
42	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項の規定に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項の規定に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査手数料	(1) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	1件につき 24,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備（完成検査合格施設であるものを除く。）の数を乗じて得		
	(2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の2第1項の許可に係る貯蔵施設	(2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の2第1項の許可に係る貯蔵施設		(2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の2第1項の許可に係る貯蔵施設	1件につき 24,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備（完成検査合格施設であるものを除く。）の数を乗じて得		

改正後		改正前	
	設又は特定供給設備の完成検査		設設又は特定供給設備の完成検査
	た額と5,800円に完成検査合格施設である変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額		た額と5,800円に完成検査合格施設である変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額
(略)		(略)	